

下條保育所一時保育実施要項

1. 保育期間 月 1 2 日以内

2. 保育時間

- ・平日 午前 8 時から午後 4 時まで
- ・土曜日 午前 8 時から正午まで

3. 受け入れ対象児童

- ・満 1 歳以上で（おおむね離乳食完了）保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、急用等の理由により緊急又は一時的に家庭保育が困難となる児童

4. 申込み手続き

原則として予約制とし、希望する日の 1 ヶ月前より 3 日前までに電話等により申込みを受け、事前に児童と面接する。緊急の場合には保育所長と相談し対応する。

5. 一時保育のできない日

参観日 遠足 運動会 入園式 卒園式 第 2 第 4 土曜日

6. 一時保育を受け入れない場合

当日の児童の健康状態により受け入れない場合もある

7. 保育料

8 時間	3 才未満児	2, 4 0 0 円
	以上児	1, 6 0 0 円
1 時間	3 才未満児	3 0 0 円
	以上児	2 0 0 円
3 0 分	3 才未満児	1 5 0 円
	以上児	1 0 0 円

※毎回、所長が保育料を徴収し、領収書を発行する